

私たちの 生活と税



身近な 公共施設



目 次

Q1 なぜ税金を納めなければならないのですか？	1	Q5 少子・高齢化が進行するとどうなるのですか？	7
◎ 納税の義務と租税法律主義	2	◎ 國際比較	8
Q2 なぜいろいろな種類の税金があるのですか？	3	Q6 国や県の財政は将来どうなるのですか？	9
◎ 税金を納める仕組み	4	Q7 日本の税の歴史はどうなっているのですか？	10
Q3 税金は1年間でどのくらい集まるのですか？	5	◎ インターネットで調べられるよ！	裏表紙
Q4 集まった税金の使い道は誰が決めるのですか？	6		

※各図表で使用している計数については、四捨五入のため、合計とは一致しないものがあります。

Q1 なぜ税金を納めなければならないのですか？

A

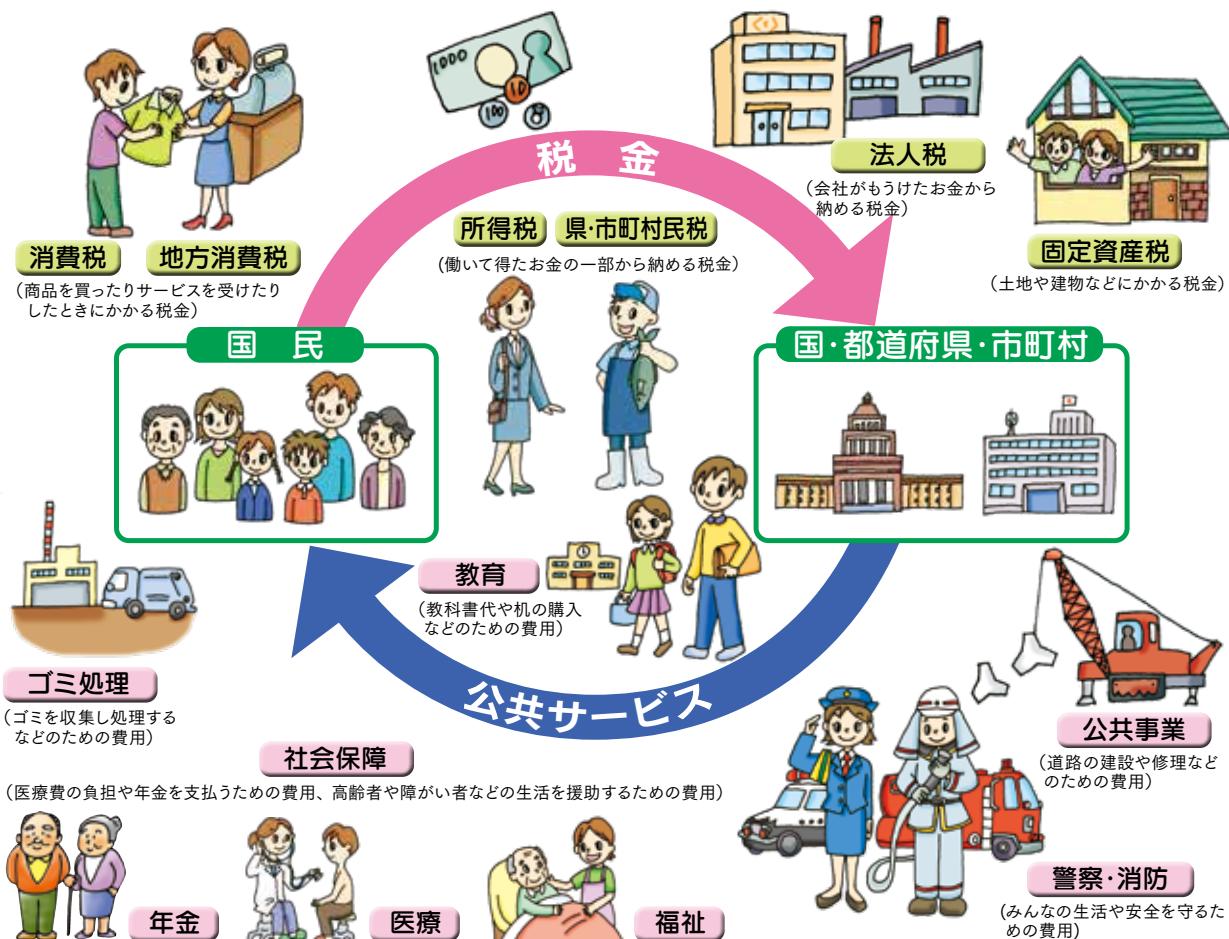
私たちがより豊かで、安全に暮らすためです。

解説

私たちは、いろいろな公共サービスを受けています。

これらのサービスを受ける費用は税金でまかなわれています。

もし国民が税金を納めなかつたら、これらのサービスは受けられず、私たちは豊かで、安全な暮らしができなくなります。「税金」は、このように私たちの生活と深く結びついています。



身近な財政支出

公立学校の児童・生徒一人当たりの教育費の負担額
(令和3年度)



小学生
月額：約76,800円
(年額：約921,000円)



中学生
月額：約88,900円
(年額：約1,067,000円)



高校生
月額：約94,100円
(年額：約1,129,000円)

国と地方公共団体の負担額合計／
国民一人当たりに使われている税金

警察・消防費
(総額：5兆3,177億円)



月額：約3,500円
(年額：約42,500円)
(令和4年度)

市町村のゴミ処理費用
(総額：2兆4,725億円)



月額：約1,600円
(年額：約19,800円)
(令和4年度)

病気などを治すために
(総額：17兆1,025億円)



月額：約11,300円
(年額：約136,300円)
(令和3年度)

納税の義務と租税法律主義

国民の義務

日本国憲法第30条 「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」

税金は、国を維持し、発展させていくために欠かせないものですから、憲法でも、納税は国民の義務と定めています。

この納税の義務は、勤労の義務、普通教育を受けさせる義務と並んで国民の三大義務の一つとされています。

租税法律主義

日本国憲法第84条 「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」

民主主義国家である日本では、税金に関する法律は国会で定められます。

つまり、税は国民の代表である国会の決定によってのみ定められ、集められます。

これが、税についての民主主義の基本原則である**租税法律主義**です。

地方公共団体（都道府県・市町村）の税金である地方税も、地方税法という法律や、地方公共団体の議会が定める条例でその仕組みが決められています。



提供 東京都



提供 衆議院

査察制度とは

国は、申告・納税が正しく行われているか確認（税務調査）を行っています。

申告内容に誤りがあることや申告していないことがわかったら、調査をして正しい金額の税金を納めてもらいます。

特に大口・悪質な脱税をした場合には、国税査察官は裁判所の許可をもらい、強制的に査察調査して検察庁に告発（裁判にかけてもらうように引継ぎをすること）します。悪質な脱税の場合、追加の税金を納めるだけでなく、懲役又は罰金という刑罰を科されます。



令和4年度の査察調査の状況(全国)

着手件数	処理件数	告発件数	脱税額（総額）		脱税額（告発分）	
			1件当たり	1件当たり	1件当たり	1件当たり
145	139	103	億円	百万円	億円	百万円



Q2 なぜいろいろな種類の税金があるのですか？

A

日本には、現在約50種類の税金があります。

これは、国や地方公共団体がそれぞれに税金を集めたり、特定の人だけが税金の重みを感じたりすることができるようにするためにです。

解説

税金はどこに納めるか、誰が納めるか、などいくつかの視点から分類することができます。

●どこに納めるかによる分類

国 税：国に納める税金をいいます。

地方 税：地方公共団体に納める税金をいいます。

また地方税は、都道府県税と市町村税とに分かれます。

●誰が納めるかによる分類

直接 税：税を負担する人が直接納める税金をいいます。

間接 税：税を負担する人が直接納めるのではなく、別の人を経て納める税金をいいます。

●何に対して課税するかによる分類

所得課税：所得税や法人税のように、個人や会社の利益（所得）に対して課税される税金をいいます。

消費課税：消費税や酒税、たばこ税のように、商品の販売やサービスの提供などに対して課税される税金をいいます。

資産課税等：相続税や固定資産税のように、資産に対して課税される税金をいいます。

税金の種類

▼下の表に書いてあるもので、聞いたことがある税金に○印を付けてみましょう。

		直接税	間接税
国 税		所得税、法人税、相続税・贈与税など	消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、石油ガス税、自動車重量税、関税、とん税、印紙税、登録免許税など
地方税	県 税	県民税、事業税、自動車税、鉱区税、狩猟税、不動産取得税など	地方消費税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税など
	市町村税	市町村民税、固定資産税、軽自動車税、鉱産税、都市計画税など	市町村たばこ税、入湯税など

税金三つの役割

1. 公共サービス・公共施設の提供（資源の最適配分）

例えば警察・国防などのように民間部門に任せられないものや、医療・教育などのように民間部門だけでは不十分なものが数多くあり、税金は、これらの財貨やサービスを確保する役割を持っています。

2. 所得の調整（再分配）

所得税は、累進課税制度などにより、所得の多い人には高い負担を、所得の少ない人には低い負担を求め、また歳出の面では、社会保障関係の諸支出を低所得者に多く向けるなど、国民の間の所得格差を調整する役割を持っています。

3. 景気の調整

不況期には会社や個人の収入が減りますが、税の負担も減ることにより景気を支え、逆に好況期には会社や個人の収入が増えますが、税の負担も増えることで景気の過熱を抑えます。このように、税金は景気の変動を緩やかなものにし、物価の安定、雇用の維持を図る役割を持っています。

税金を納める仕組み

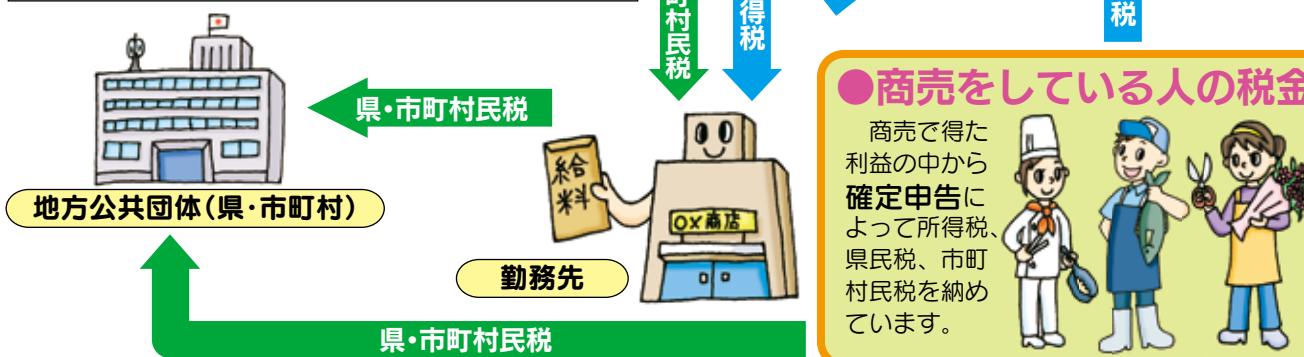
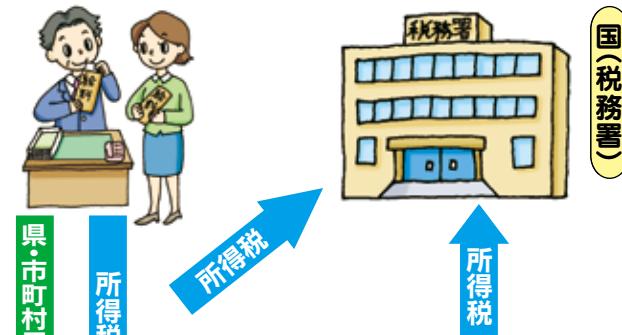
所得税・県民税・市町村民税の仕組み

●会社等に勤めている人の税金

給料の中から所得税、県民税、市町村民税を納めています。

《源泉徴収等》

会社等に勤めている人の所得税は、源泉徴収という方法で、勤務先があらかじめ給料から差し引いて納めます。県・市町村民税は、市町村から通知された税金の額を勤務先が毎月の給料から差し引いて納めます。

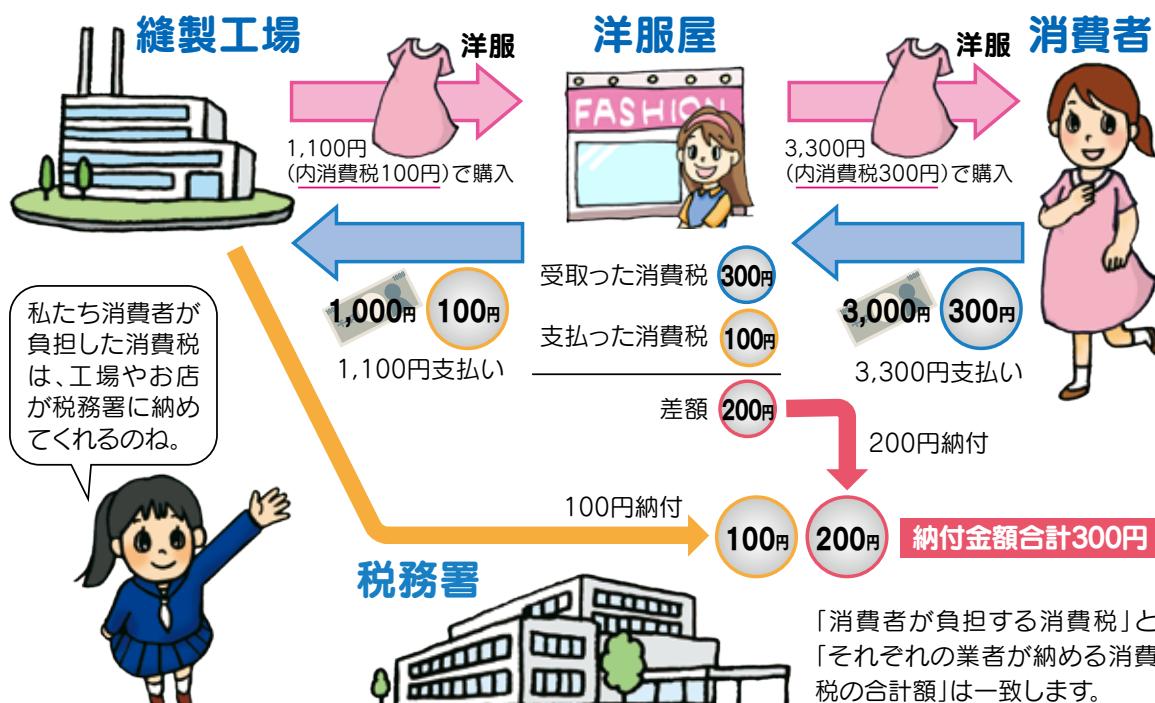


●商売をしている人の税金

商売で得た利益の中から確定申告によって所得税、県民税、市町村民税を納めています。

消費税の仕組み

消費税は、消費一般に広く公平に負担を求める間接税で、最終的には商品を消費したり、サービスの提供を受ける消費者が負担し、事業者が納税することになります。



メモ 分かったことや感想を書こう！

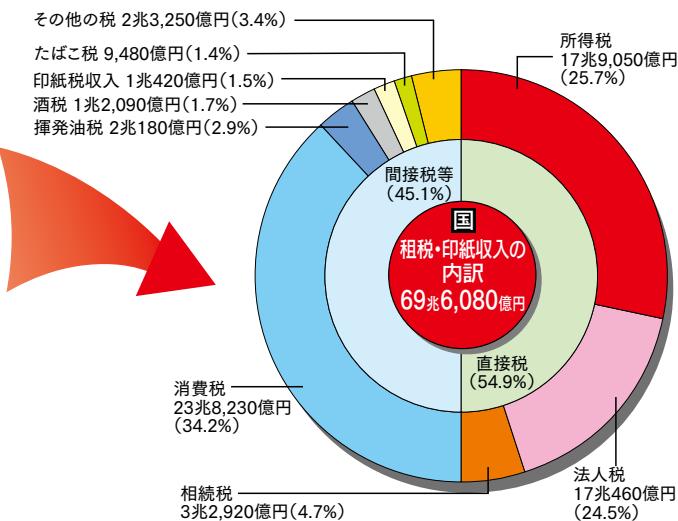
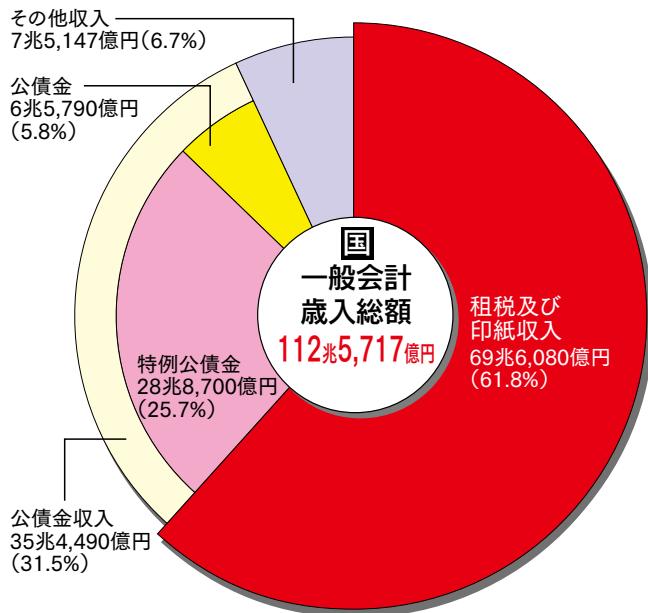
Q3 税金は1年間でどのくらい集まるのですか？

A

令和6年度の税収見込金額は、国税が69兆6,080億円、岡山県税は、2,653億円となっています。

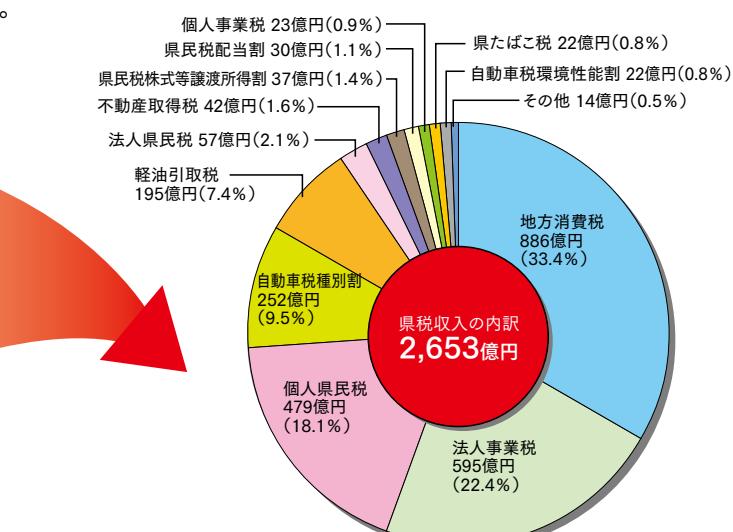
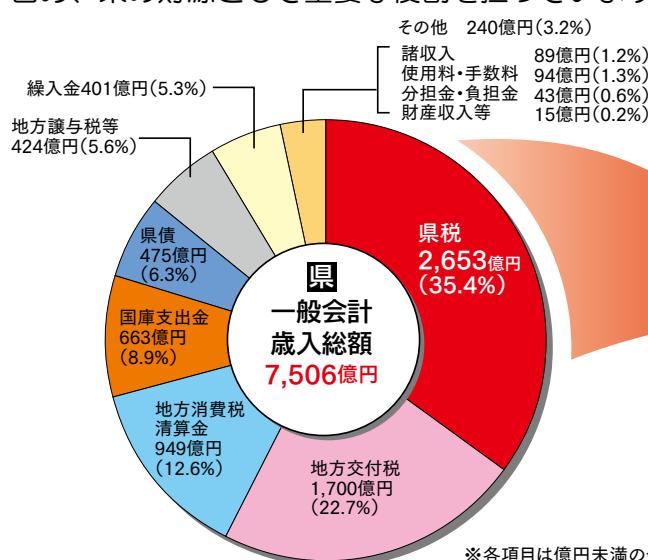
◎国の一般会計歳入〔収入〕総額 内訳 (令和6年度当初予算)

令和6年度の国の歳入総額は、約112兆円です。そのうちの61.8%が税金(租税・印紙収入)です。



◎岡山県の一般会計歳入〔収入〕総額 内訳 (令和6年度当初予算)

令和6年度の岡山県の一般会計歳入総額は、約7,506億円です。そのうち県税収入は、35.4%を占め、県の財源として重要な役割を担っています。



※各項目は億円未満の金額を四捨五入しているため合計額と合わないことがあります。

知ってる？おかやま森づくり県民税

おいしい空気を生み出し、きれいな水をたくわえるなど、さまざまな森林の働きはみんなの生活を支える大切なものです。だから、森林がこれからもずっと元気でいられるように、「おかやま森づくり県民税」を県民のみなさんに納めていただき、森林を守り育てる取組に役立てています。

●くわしくはホームページで！

おかやま森づくり県民税

出典：岡山県（農林水産部林政課）

『もっと知りたい岡山の森林』を加工して作成



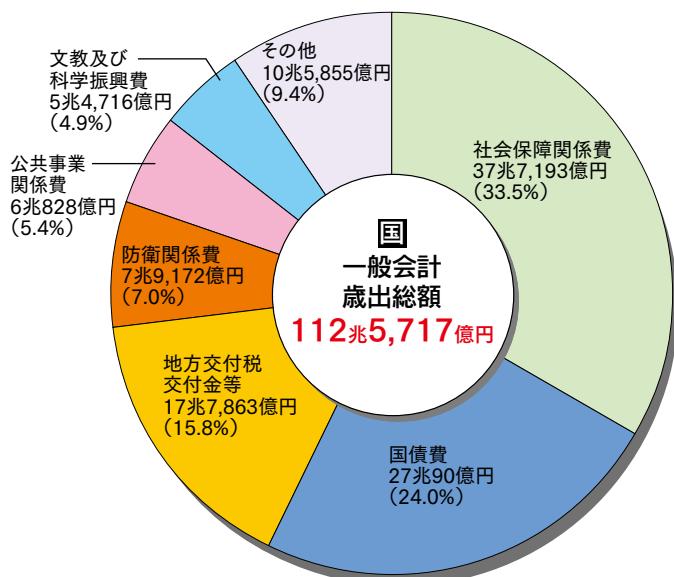
Q4 集まった税金の使い道は誰が決めるのですか？

A

集まった税金は、国の予算の一部となり国民の代表である国会議員が国民のためどう使ったらしいかを国会で話し合って決めます。
県や市町村でも住民の代表である議員が、県議会や市町村議会で話し合って決めています。

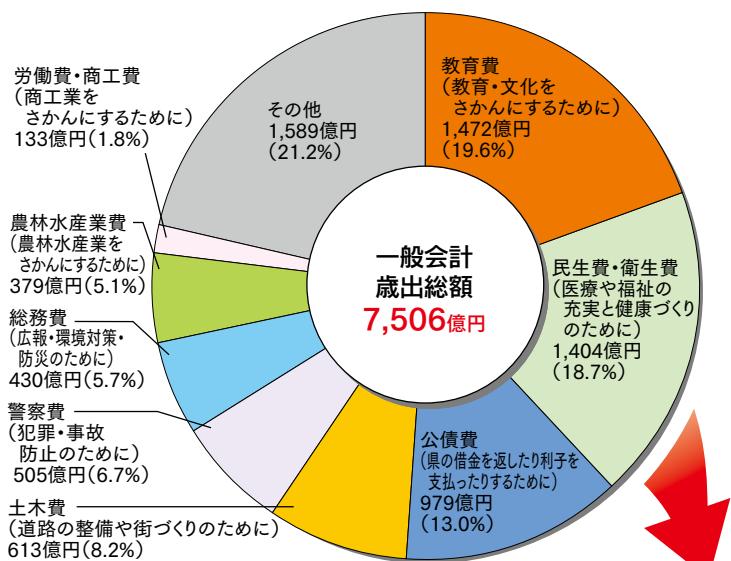
◎国の一般会計歳出(支出)総額 内訳

(令和6年度当初予算)



◎岡山県の一般会計歳出(支出)総額 内訳

(令和6年度当初予算)



※各項目は億円未満の金額を四捨五入しているため合計額と合わないことがあります。

岡山県の歳出を県民一人当たりにすると

県民一人当たりでは 約40.7万円(一般会計歳出)

人口約185万人として計算



【国民主権】

税金の使い道を、国会や県議会や市町村議会で審議し議決することにより、国民（県民、市町村民）が行政の活動を統制しています。

【国と地方の役割分担】

国は、司法・外交・国防などをはじめ経済・産業など国家的見地から幅広い行政活動を分担し、県や市町村は、主として教育・環境衛生・上下水道・警察・消防など地域住民の生活環境や福祉を中心に、日常生活に密着した行政活動を分担しています。



岡山県議会

【地方交付税】

地域ごとの住民に対する公共サービスに格差が生じないよう、国が各地方公共団体の財政力の差を調整するために支出するものです。

【国庫支出金】

国が使い道を決めて交付する補助金などのことです。

【公債】

国や地方公共団体が使うお金が税金収入だけでは足りないときなどに、借金をするために発行するものです。国が発行するものを国債、県が発行するものを県債といいます。これは私たちが納める税金などから返済します。

Q5 少子・高齢化が進行するとどうなるのですか？

A

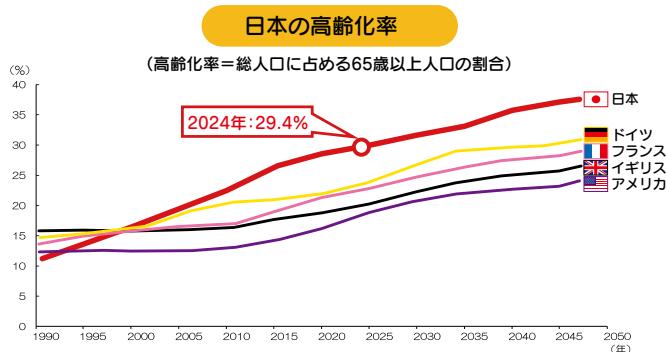
日本は他国に類をみない速度で少子・高齢化が進んでいるため、年金や医療など社会保障にかかる費用も増加しています。このまま少子・高齢化が進むと費用負担が増え続け、将来世代に大きな負担を残すことになります。

私たちの健康や安定した生活を守るためにには、社会保険や社会福祉などの社会保障制度が必要です。

国は令和6年度予算で社会保障関係費に37兆7,193億円の予算を計上しています。これは、国的一般歳出で最も多い金額となっています。

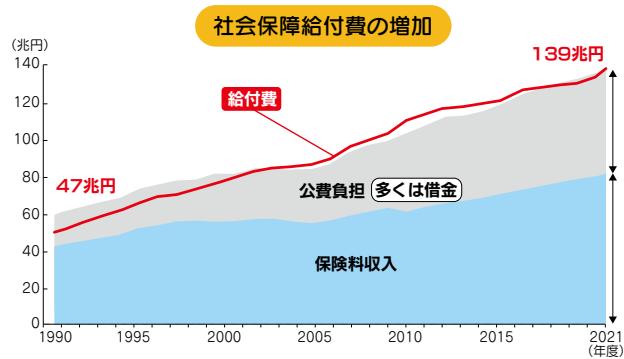
私たちが受益する現在の社会保障を持続するためには、あらゆる世代が社会保障の費用を広く公平に負担することのできる安定的な財源の確保が必要です。

①日本は高齢化が進んでいます



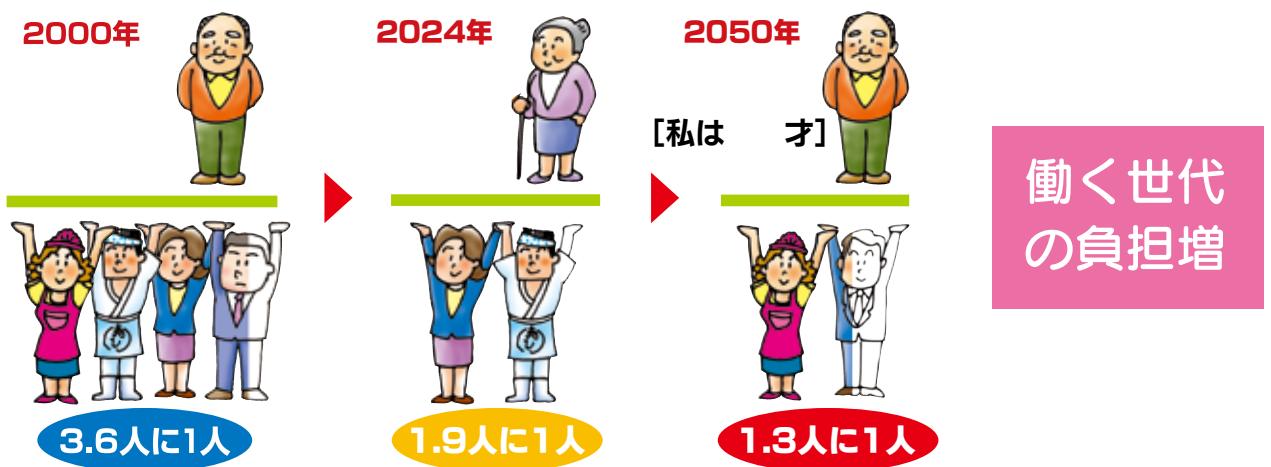
(出典) 日本: 総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」
諸外国: 国連 "World Population Prospects 2022"

②高齢化にともない社会保障も増加



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「令和3年度社会保障費用統計」

③このまま高齢化が進むと2050年には… ■20~64歳人口の65歳以上人口に対する比率



働く世代
の負担増

④増加する社会保障の財源は…

〈消費税の特徴〉

- 景気や人口構成の変化に左右されにくく、税収が安定している。
- 働く世代などの特定の人に負担が集中することなく、経済活動に中立的である。
- 高い財源調達力がある。

消費税収は社会保障に

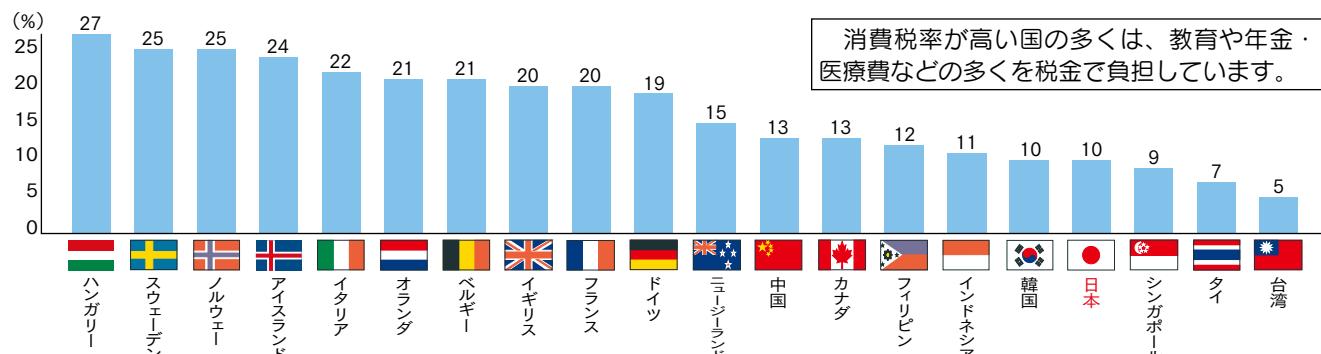
少子・高齢化に対応した社会保障の充実・安定化と財政の健全化のため、消費税率が2014年(平成26年)4月から5%→8%へ引き上げられ、また、2019年(令和元年)10月から10%（食料品等軽減税率対象を除く）に引き上げされました。

消費税率の引き上げによる増収分は、すべて
国や地方の社会保障の財源となります。

国際比較

⑤日本の消費税ってどれくらい

■消費税率（付加価値税率）の国際比較

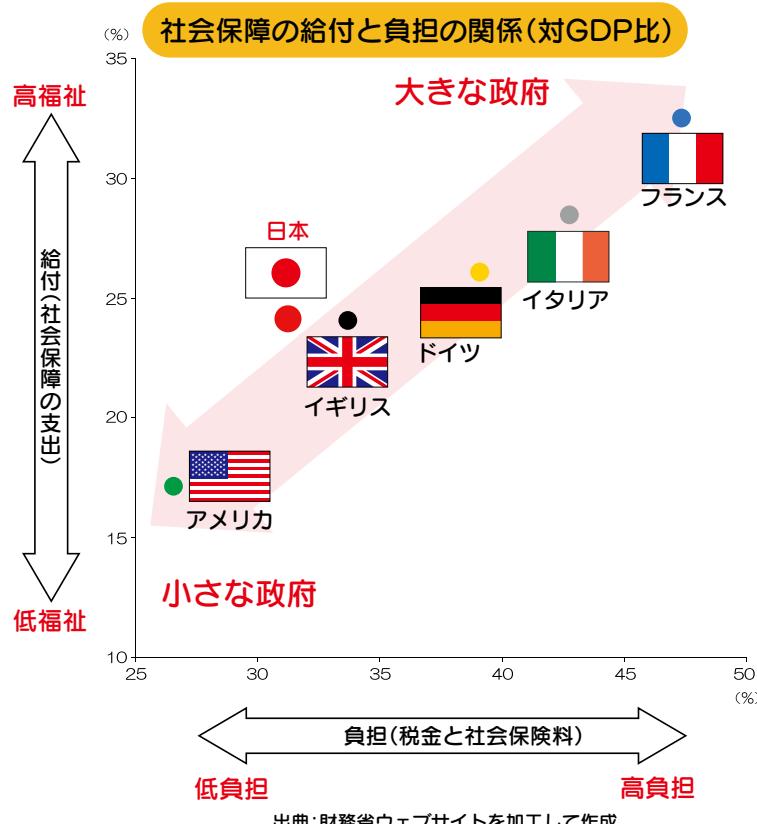


消費税率が高い国の中には、教育や年金・医療費などの多くの税金を負担しています。

(2024年1月時点の税率)

(注) アメリカは州・郡・市により小売業者税が課されています。(例: ニューヨーク市8.875%)

⑥国民の負担と社会保障の状況は



主要先進国と比較すると、日本の社会保障は、「中福祉」の水準にありながら、「低負担」の水準となっています。今後更に高齢化が進むと、社会保障支出が増加していきます。

大きな政府(高福祉・高負担)

生活上のリスクを社会保障制度が広くカバーするため、社会保障の給付が多くなりますが、その分国民の負担（税や社会保険料）も大きくなります。

小さな政府(低福祉・低負担)

社会保障の給付は少なくなりますが、その分国民の負担も小さくなります。

メモ 日本は、「中福祉・低負担」といわれています。これは、現在国民が受けている社会保障の水準に比べ、負担している税金や社会保険料などが少ないからです。

これからみなさんほどれだけの社会保障による公的サービスを望み、どれだけの負担をしていいのでしょうか？ みなさんは次のどの選択をしますか？ 答えは1つではありません。みなさんの考えを書いてみましょう。

大きな政府(高福祉・高負担) 小さな政府(低福祉・低負担)

その他()

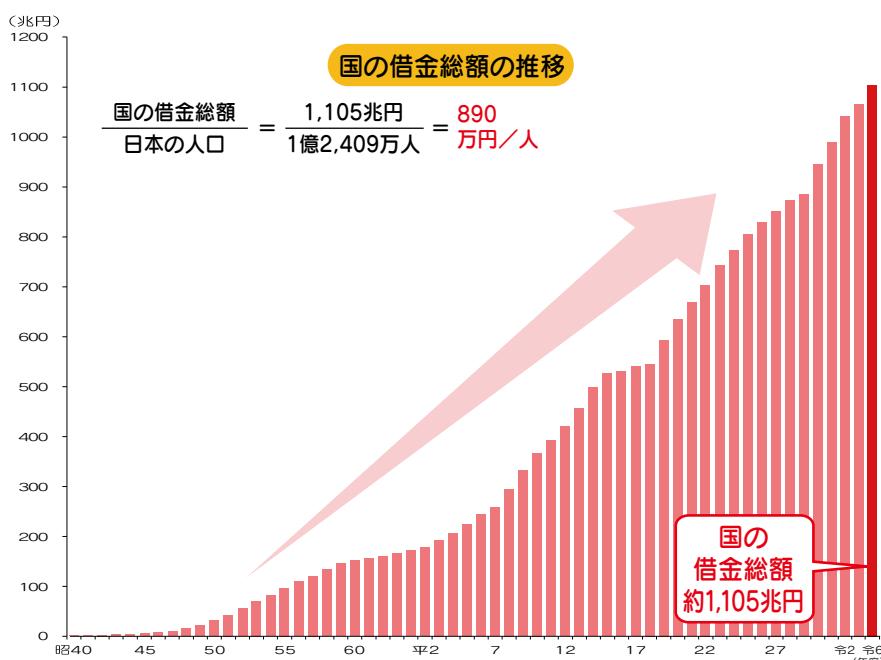
Q6 国や県の財政は将来どうなるのですか？

A

国や県が収入（歳入）を得て、それを様々な用途に支出（歳出）する活動を「財政」といいますが、税金の収入だけでは、国や県の活動を行うことができない場合、不足を補うために「公債」を発行してお金を借りています。公債は国や県の借金なので元本の返済と利子の支払いが発生します。この支出を「国債費」「県債費」といいます。特に「国債費」は国の支出の中で大きな割合を占めています。このままでは、次の世代に大きな負担を残します。

解説

日本は、平成3年以降、経済が長期にわたり低迷したので、経済を良くしようと、何回も多額の減税を行うとともに、公債を毎年多額に発行して収入（歳入）を増やし、公共投資などを行い支出（歳出）を増加させたため、財政赤字が急激に膨らんでしまいました。



県の公債残高について

令和6年度末の岡山県債残高は、1兆2,433億円と見込まれており、県民一人当たりでは、約67万円となります。

令和6年度は約35兆4,490億円の国債が発行され、令和6年度末の公債残高は約1,105兆円になると見込まれています。

出典：財務省ウェブサイトを加工して作成
※公債残高は令和6年3月時における見込額

家の家計簿の現状は？

Ⓐ 国の財政状況 (令和6年度)		
内容	収入	支出
税収+税外収入	① ()兆円	
国債費		② ()兆円
一般歳出		③ ()兆円
地方交付税等		④ ()兆円
合 計	① ()兆円	112兆円
公債金収入	35兆円	
公債残高	1,105兆円	

Ⓑ 家計に例えた場合 (1か月分)		
内容	収入	支出
給与等	30万円	
ローン返済		11万円
家計費		29万円
仕送り		7万円
合 計	30万円	47万円
不足分(借金)	17万円	
こうした借金が累積して年度末には…		
ローン残高		5,195万円

○ おこづかいに例えた場合 (1か月分)		
内容	収入	支出
お小遣い	円	円
前借金返済		円
遊ぶお金		円
仕送り		円
合 計	円	円
前借金(借金)		円
前借金残高		円

メモ これからの税金の使いみちや集め方を考えてみよう

Q7 日本の税の歴史はどうなっているのですか？

A

税の歴史は古く、その時代の社会に応じて税制は変化してきました。

飛鳥時代

大化の改新以後、日本で初めて本格的な律令税制が作られた。

【租】(そ)
口分田の
収穫物を
納める税
(収穫の
ほぼ3%)



【庸】(よう)
都での労働
(年間10日間)
または麻布を
納める税



【調】(ちょう)
地方の特
産物などを
納める税



【雜徭】(ぞうりょう)
地元で労働
をする税

奈良・平安時代

土地の私有化が進み、年貢や公事などを課した。

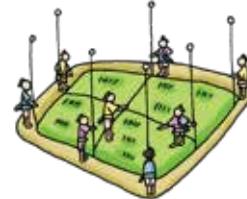
墾田永年私財法（743年）が制定され、土地の私有化が進んだ。
また、平安時代には大きな寺社や貴族の荘園が各地にでき、農民は荘園領主（土地を所有する地方の豪族）に年貢や公事（糸・布・炭・野菜などの手工業製品や採取物）、夫役（労働で納める税）などを納めた。



安土桃山時代

検地を行い、予想される収穫高を石高で表し耕作者に年貢を課した。

検地帳に記された農民は、その田畠を耕作する権利を認められ、その代わりに年貢を領主に納めた。



江戸時代

税の中心は年貢であったが、収益に対する税などがあった。

【年貢】(ねんぐ)
土地の耕作者は、五公
五民の場合、収穫高の
50%を米で、藩（大名）・
幕府（将軍）に納めた。
(四公六民の場合、収穫
高の40%)



【運上金】(うんじょうきん)
収益
に応じ
て課税



【冥加金】(みょうがきん)
営業の許可や独占を
領主に願い出る際の献
金。後には、一定税率
で課された。

明治

地租改正（1873年）

【地租改正】(ちそかいせい)
政府が土地の値段（地価）を決め、その値段の3%を
地租として、土地の持ち主が現金で納めることになった。
所得税（1887年～）、法人税（1899年～）も導入された。



昭和

申告納税制度が採用された。

戦前は賦課課税制度が採られ、税務官署が所得を算定し税額を納税者に告知していたが、1947年に税制を民主化するために所得税、法人税、相続税の三税について申告納税制度が採用された。

【申告納税制度】(しんごくのうぜいせいど)
国民が税を納めることを法律上の義務として、税務署等に申告すること。



平成

消費税が設けられた。（1989年）



所得・消費・資産等のバランスのとれた税制の実現を目指した税制改革の一環として、商品の販売やサービスの提供に対して3%の税金を納める消費税が導入された。

（1997年から5%、2014年4月から8%に引き上げられた。また、2019年10月から10%に引き上げられるとともに、軽減税率制度が新たに導入された。）

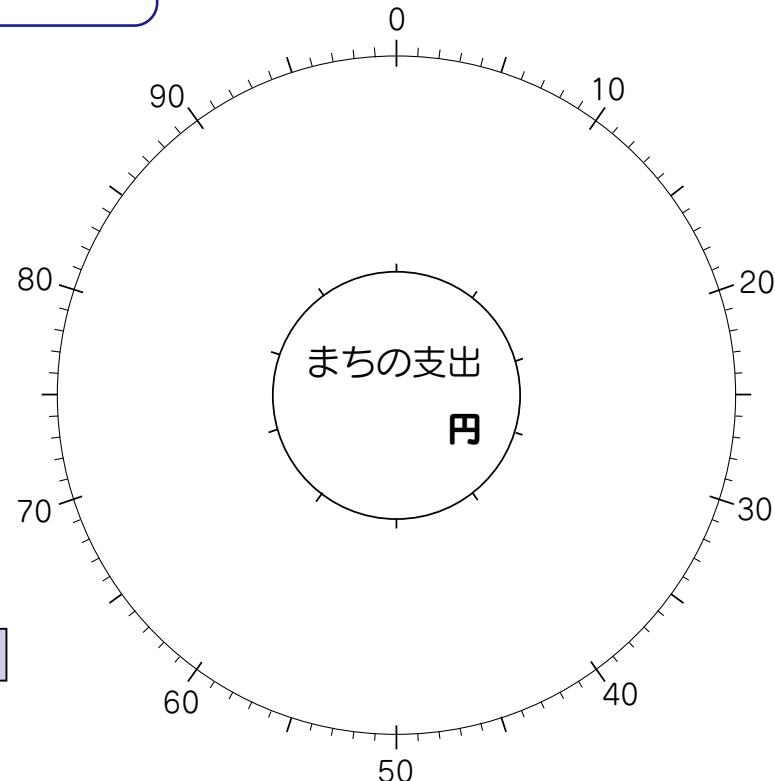
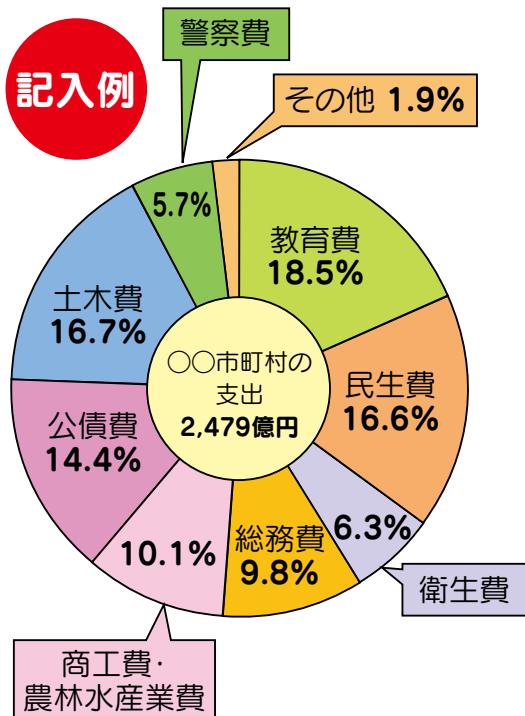




自分の市町村の税金の使いみちを調べてみよう



市町村の名前



インターネットで調べられるよ！

税の学習コーナー

- 税の学習コーナートップページ
- 入門編（小学生向け）
- 中学校編
- 応用編（高校生向け）
- 実践編（高齢者向け）
- ゲーム・クイズ
- ビデオライブラリー
- 相談教育用教材
- 給付・かみしばい
- 税の作文
- Q&A（よくある質問）

岡山県

- おでかけ情報
- おでかけマップ
- おでかけ相談室
- おでかけマッチング
- おでかけ情報
- 岡山の子どもたちの学びを支える人々

国税庁ホームページ www.nta.go.jp 税の学習コーナー 検索

岡山県ホームページ www.pref.okayama.jp

(学校名)

年 組	氏 名
-----	-----

■発
行
監
修
問い合わせ先

岡山県租税教育推進協議会
岡山県中学校教育研究会社会科部会
岡山県租税教育推進協議会事務局
〒700-8655 岡山県岡山市北区天神町3-23
岡山東税務署内 税務広報広聴官
電話(086)225-3142(直通)